

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

## 香川県人事委員会規則第2号

### 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
略			略		
教育委員会の事務部局	略 略 副課長 室長 政策主幹 略 略		教育委員会の事務部局	略 略 副課長 政策主幹 略 略	6種
略			略		
警察の事務部局	略 略 警察学校長 <u>統括参事官（人事委員会の認めるものに限る。）</u> 参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 略 <u>統括参事官（人事委員会の認めるものに限る。）</u> 参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 略 略		警察の事務部局	略 略 警察学校長 参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 略	3種
					4種
				参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 略 略	5種

統括監			統括監		
首席師範			犯罪被害者支援室長		
犯罪被害者支援室長			略		
略			略		
略			略		

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。